

令和8年度

# 上富良野町住宅改修費補助制度（概要版）

## 受付・問合せ先

上富良野町 建設水道課建築施設班  
TEL 0167-45-6981(直通)・FAX 0167-45-5362  
mail kensui@town.kamifurano.lg.jp

### ■補助制度の概要

住宅の居住性等の向上、地域経済の活性化及び温暖化対策の推進に資することを目的として、住宅のリフォーム、省エネ改修、耐震改修及び空き家の解体等の費用の一部を補助します。

※ 制度の詳細は、補助金交付要綱をご確認ください。

### ■受付期間

令和8年4月1日から受付を開始します。

ただし、耐震診断及び耐震改修工事は9月30日までに申請する必要があります。

既に工事等に着手している場合は、補助の対象となりません。

### ■対象となる工事等

1 リフォーム工事	増築、改築、修繕工事
2 バリアフリー化工事	手すりやスロープの設置、建具や設備等の改修工事
3 省エネルギー化工事	開口部、壁、屋根又は天井、床の断熱改修工事
4 省エネルギー設備機器の導入	太陽光発電システム、高効率給湯器等の省エネルギー設備機器の導入
5 耐震診断の実施	戸建て住宅等の耐震診断
6 耐震改修工事	戸建て住宅等の耐震改修工事
7 空き家の解体工事	おおむね1年以上、使用実績の無い空き家の解体工事
※ 対象とならない費用	(1) 国等、公共的団体等からの助成金等で行う工事の費用 (2) 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置費用 (3) 外構工事（塀、車庫、物置、舗装、造園、通路、門扉等）の費用 (4) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費用 (5) 製品保証料、保証期間延長料等の費用 (6) 工事を行うための引越費、工事期間の宿泊費等の費用 (7) 明らかに不要又は著しく過剰であると判断される費用

■対象となる住宅	
申請者自らが所有する、次のいずれかに該当する建築基準法その他関係法令に明らかな違反がないもの	
(1) 戸建て住宅	
(2) 長屋又は共同住宅等で賃貸営業用以外の部分（所有者の居住部分等）	
(3) 店舗等と兼用又は併用住宅の居住部分	
※上記の他、工事等別に要件があります。（詳細は「■各工事等の補助内容」でご確認ください。）	

■補助金の対象者	
次のすべてに該当する者	
(1) 住宅の所有者、又は所有者の配偶者等で将来所有権の移転が見込まれる者	
(2) 世帯の全員が町税等の滞納者でないこと。	
(3) 暴力団員等でないこと。	
(4) 暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。	

■建設業者等（契約の相手）の条件・補助率の補正	
建設業者等の条件	次のいずれかに該当する者 (1) 町内に主たる事業所を有する、ア又はイに該当する者 ア 建設業の許可を有する者 イ 上富良野町商工会工業部会員である者 (2) 町外に主たる事業所を有し、上記(1)の者と下請負契約を締結する者
補助率の補正	「■各工事等の補助内容」で算定した補助金額に、上記建設業者等の別に応じて次の補正率を乗じた金額を補助金額とします。ただし、算定に100円未満の端数が出たときはこれを切り捨てます。 (1) 上記建設業者等の(1)に該当する場合 100% (2) 上記建設業者等の(2)に該当する場合 対象工事の内、申請者との請負契約等額に占める上記建設業者等の(1)に対する下請負契約額の割合。

■工事等の併用及び同一住宅への補助	
工事等を併用する場合の補助金の算定方法	「■対象となる工事等」は併用することが可能です。 この場合の補助金額は、1～4の工事毎に上限額の範囲内で算定した補助金額の合計（上限額30万円）に、5～7の工事等毎に上限額の範囲内で算定した補助金額を加算した額となります。
同一住宅への補助	同一住宅への補助は、本要綱、過去の上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱により交付された補助金等の合計が30万円を超えない範囲で何度でも受けられます。ただし、年度内の申請は1回限りとします。

■各工事等の補助内容	
1 リフォーム工事	
対象工事の内容	<p>住宅に対するリフォーム工事で、次に掲げるもの 対象工事費が10万円以上の場合に補助対象となります。</p> <p>(1) 増築 既存の住宅に接続し住宅部分の床面積を増やす工事 住宅部分以外の部分を住宅部分に変更する工事</p> <p>(2) 改築 既存の住宅部分の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事</p> <p>(3) 修繕 住宅の居住性、耐久性及び安全性を向上させるための工事で次に掲げるもの ア 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕工事又は補強工事 イ 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事 ウ 塗装工事 エ 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事 オ 避難設備、防火設備、換気設備等の設備工事 カ 外壁、屋根等の防火性能を高める工事 キ 間取りの変更等模様替えを行う工事 ク 開口部等を設ける工事 ケ 台所、浴室又は便所を改良する工事 コ 建具の取替え等の工事 サ 壁紙又は床材の張り替え工事 シ 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事 ス その他町長が必要と認める工事</p>
補助金額の算出	対象工事費×20% 上限額 20万円
2 バリアフリー化工事	
対象工事の内容	<p>住宅に対するバリアフリー化工事で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 手すりの設置工事（機能の向上や改善を伴わない単なる取替えを除く。）</p> <p>(2) 床の段差解消、スロープ設置等の工事（付随して行わなければならない壁や建具等の改修を含む。）</p> <p>(3) 滑りにくい床材への改修工事</p> <p>(4) 引き戸等への建具の改修、握り玉からレバーハンドル等への改修工事</p> <p>(5) 和式便器から洋式便器への改修又は洗浄機能付き便座の新設工事</p> <p>(6) 階段の改修工事（回り階段の解消等）</p> <p>(7) 浴室の改修工事（段差解消や落とし込み浴槽等、機能の向上や改善を伴う場合に限り、それらを伴わない単なるユニットバス化等を除く。）</p> <p>(8) その他町長が必要と認める工事</p>
補助金額の算出	対象工事費×20% 上限額 20万円
3 省エネルギー化工事	
対象工事の内容	<p>住宅に対する省エネルギー化工事で、次に掲げるもの 対象工事費が10万円以上の場合に補助対象となります。</p>

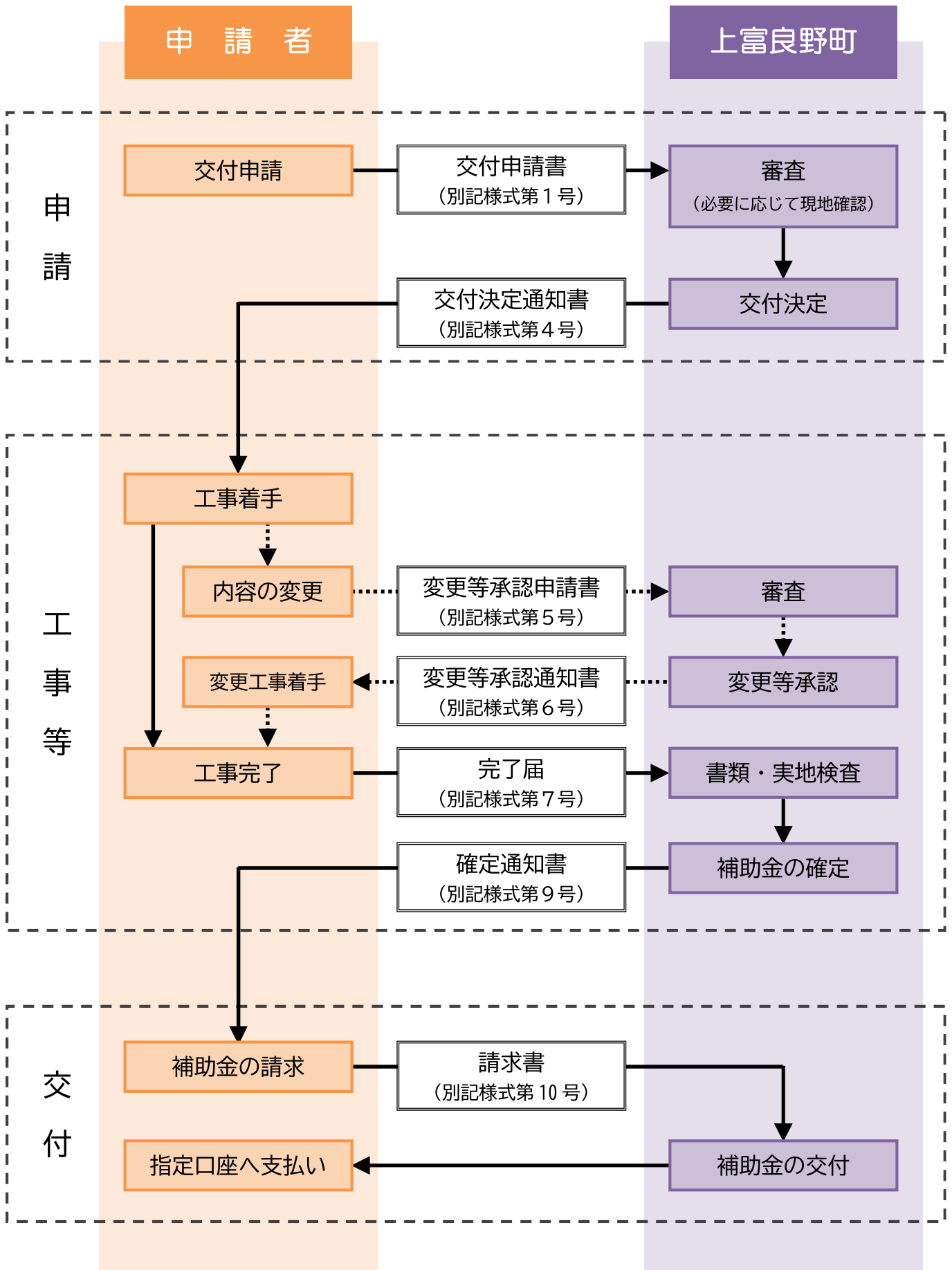
		(1) 建物全体の断熱改修工事 (2) 開口部（窓、ドア等）の断熱改修工事 (3) 壁の断熱改修工事 (4) 屋根又は天井の断熱改修工事 (5) 床の断熱改修工事										
対象となる断熱性能	建物全体の断熱改修工事	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イに定める基準に適合するもの 例：外皮平均熱貫流率を 0.46W/(㎡・k)以下とする 等										
	開口部（窓、ドア等）の断熱改修工事	既存の開口部の建具を、次式で算出される開口部比率に応じた熱貫流率以下の部材へ取替え又は新設するもの  $\text{開口部比率} = \frac{\text{住宅の開口部の面積の合計}}{\text{住宅の外皮}^{\ast 1}\text{の面積の合計}}$ <p>外皮<sup>*1</sup>～建物の外部と内部を隔てる熱的境界（壁、屋根又は天井、床、開口部）</p> <p>取替え又は新設後の開口部比率別の熱貫流率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開口部比率</th> <th>熱貫流率【W/(㎡・k)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.07未満</td> <td>2.91</td> </tr> <tr> <td>0.07以上 0.09未満</td> <td>2.33</td> </tr> <tr> <td>0.09以上 0.11未満</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>0.11以上</td> <td>1.60</td> </tr> </tbody> </table>	開口部比率	熱貫流率【W/(㎡・k)】	0.07未満	2.91	0.07以上 0.09未満	2.33	0.09以上 0.11未満	1.90	0.11以上	1.60
	開口部比率	熱貫流率【W/(㎡・k)】										
0.07未満	2.91											
0.07以上 0.09未満	2.33											
0.09以上 0.11未満	1.90											
0.11以上	1.60											
壁、屋根又は天井、床の断熱改修工事	断熱材を、「■断熱材の熱抵抗値と必要厚さ」で規定する規格のものへ取替え又は新設する工事とし、住宅部分の壁、屋根又は天井、床のいずれかの部分のすべてについて取替、又は新設するもの											
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円											
4 省エネルギー設備機器の導入												
対象となる工事内容	住宅に省エネルギー設備機器を設置する工事で、次に掲げるもの (1)、(2)、(5)から(7)及び(11)の設備は、住宅を新築する際の設置も対象とします。設備機器は未使用品（中古品を除く。）のものとなります。											
対象となる設備機器	(1) 太陽光発電システム											
	対象設備の条件	次のすべてに該当する太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用を対象とし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。 ア 発電した電気が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽電池モジュールの合計出力が 10kW 未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。										
	補助金額の算出	設備出力 1 kW 当たり 5 万円 上限額 30万円										
	(2) 太陽熱利用システム											
対象設備の条件	ア 自然循環型 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯、空調等に利用し、集熱器及び蓄熱槽が											

	<p>一体化しており、動力を用いないで水又は熱媒を循環させるシステムを設置する工事</p> <p>イ 強制循環型</p> <p>太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯、空調等に利用し、集熱器及び蓄熱槽が独立しており、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステムを設置する工事</p>
補助金額の算出	<p>自然循環型 5万円</p> <p>強制循環型 10万円</p>
(3) 高効率給湯器	
ア 自然冷媒ヒートポンプ給湯器	
対象設備の条件	<p>(ア)年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上のもの</p> <p>(イ) 自然冷媒を使用しているもの</p> <p>(ウ) 寒冷地仕様のもの</p>
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円
イ 潜熱回収型ガス給湯器	
対象設備の条件	<p>(ア) 給湯暖房器は給湯部熱効率が94%以上のもの。給湯単能器、ふろ給湯器はモード熱効率が83.7%以上のもの</p> <p>(イ) 寒冷地仕様のもの</p>
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円
ウ 潜熱回収型石油給湯器	
対象設備の条件	<p>(ア) 油焚き温水ボイラーは連続給湯効率が94%以上のもの。石油給湯器の直圧式はモード熱効率が81.3%以上のもの。石油給湯器の貯湯式は74.6%以上のもの。</p> <p>(イ) 寒冷地仕様のもの</p>
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円
エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	
対象設備の条件	<p>(ア) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が102%以上のもの</p> <p>(イ) 寒冷地仕様のもの</p>
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円
(4) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	
対象設備の条件	<p>燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラム（公開：国立研究開発法人建築研究所）において選択可能な機種であるもの。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）</p> <p>ガスエンジン・コージェネレーションはガス発電ユニットの JIS 基準（JIS B 8122:2019）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で80%以上のもの</p>
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円
(5) 定置用蓄電池	
対象設備の条件	次のすべてに該当する蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する

	<p>費用を対象とし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p> <p>ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したもの。</p> <p>イ 蓄電容量が17.76kWh未満のもの。</p> <p>ウ 電力会社の電力系統に連系できるもの。</p>
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円
<b>(6) HEMS機器</b>	
対象設備の条件	<p>次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているもの</p> <p>イ 1台で住宅の全エネルギーを計測できるよう設置するもの</p> <p>ウ 計測されたデータの表示ができるもの</p>
補助金額の算出	3万円
<b>(7) 電気自動車充電設備（V2H）</b>	
対象設備の条件	電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であること。
補助金額の算出	10万円
<b>(8) LED照明設備</b>	
対象設備の条件	既存照明設備を取り除き、新たなLED照明設備に交換するもの
補助金額の算出	対象工事費×20% 上限額 3万円
<b>(9) 高断熱浴槽</b>	
対象設備の条件	既存浴槽を取り除き、新たな浴槽に交換するもので、JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の断熱性能を有する製品へ交換するもの
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円
<b>(10) 節水型トイレ</b>	
対象設備の条件	既存便器を取り除き、新たな便器に交換するもので、JIS A5207:2019に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の節水性能（使用水量6.5L以下）を有する製品へ交換するもの
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円
<b>(11) 地中熱利用システム</b>	
対象設備の条件	地中熱（地下水熱を含む。）を熱源として活用し、空調又は給湯等に利用するシステム
補助金額の算出	10万円
<b>(12) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン</b>	
対象設備の条件	<p>次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン</p> <p>ア 国、地方公共団体または独立行政法人（以下「国等」という）が運営する試験機関等</p> <p>イ 国等の認可等を受けた試験機関等</p> <p>ウ 法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等</p>
補助金額の算出	対象工事費×30% 上限額 30万円

5 耐震診断の実施	
対象業務の内容	住宅に対する耐震診断で、次のすべてに該当するもの (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て、長屋、兼用又は併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上であるものに限る。）及び共同住宅であること。 (2) 地上 3 階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること。 (3) 9 月 30 日までに補助申請が可能であること。
補助金額の算出	対象となる費用×50% 上限額 5万円
6 耐震改修工事	
対象工事の内容	住宅に対する耐震改修工事で、次のすべてに該当するもの (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て、長屋、兼用又は併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上であるものに限る。）及び共同住宅であること。 (2) 地上 3 階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること。 (3) 耐震診断の結果により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある又は高いと判断された既存住宅の耐震改修のための工事で、その内容が耐震関係規定（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条に規定する耐震関係規定をいう。）又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しているもの (4) 9 月 30 日までに補助申請が可能であること。 ※ 共同住宅における詳細の内容は要綱別表 1 を参照
補助金額の算出	30万円
7 空き家の解体工事	
(1) 不良住宅等	
対象工事の内容	下記(2)に該当し、かつ次のいずれかに該当すること。 ア 町による事前調査で、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）の規定に基づく「不良住宅」と判定された空き家であること。 イ 上富良野町空き家等対策計画に基づき認められた特定空き家等であること。
補助金額の算出	対象工事費×50% 上限額 100万円
事前調査	町の担当者による判定作業が必要となるため、申請前に事前協議をお願いします。
(2) その他の空き家	
対象工事の内容	次のすべてに該当すること。 ア 所有権以外の権利が設定されていない住宅であること。又は設定されているすべての権利者の同意を文書で得て、町長にその文書を提出できること。 イ 故意に破損させたものでないこと。 ウ 公共事業による除却又は移転、建替え等の補償対象でないこと。
補助金額の算出	対象工事費×20% 上限額 50万円

■補助金交付申請の流れ



■手続きに必要な書類

1. 補助金の交付申請時	
(1) 補助金交付申請書	様式第1号
(2) 各種公的支給等に関する申出書	様式第2号 ※該当する場合のみ
(3) 誓約書兼同意書	様式第3号
(4) 住宅の所有者がわかる書類	(1) 所有者が申請する場合 課税台帳、登記事項証明書（登記簿謄本）又は固定資産税納税通知書の写し等 (2) 所有者の配偶者等で、将来所有権の移転が見込まれる者が申請する場合 (1)に加え、将来所有権を移転する旨の確約書
(5) 図面（平面図、立面図等）	改修等の内容（施工範囲、仕様等）がわかるもの
(6) 積算見積書	補助金算定の根拠となる材料の規格、数量、単価が明確にわかるもので、対象外部分を含む場合は、対象部分と明確に区分して記載し共通経費は按分して計上されていること。
(7) 仕様書、カタログ等	対象工事として求めている性能、規格、数値等が記載されているもの
(8) 写真	工事範囲の着手前の状況がわかるもの 設備機器の導入の場合は、既存の機器及び新たに設置する位置がわかるもの
(9) 対象工事等に応じて必要な書類	要綱の別表1で規定する、対象工事等毎に記載のある書類
(10) その他町長が必要と認めるもの	

2. 工事等の完了時	
(1) 完了届	様式第7号
(2) 写真	工事等の施工中及び完成後の状況がわかるもの 補助申請時に添付した写真と同一の方向から撮影し、工事の前後を対比できるもの
(3) 請求書の写し	建設業者等が発行した工事代金等請求書の写し
(4) 契約書又は請書の写し	工事等に係る請負契約書又は注文請書の写し
(5) その他町長が必要と認めるもの	

3. 補助金の請求時	
(1) 請求書	様式第10号